



令和5年4月5日
国土交通省中部地方整備局

建設業者に対する監督処分について

中部地方整備局は、株式会社丸泰に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は、別紙のとおりです。

<配布先>

中部地方整備局記者クラブ

<問合せ先>

建政部 建設産業課

課長 にのみや たかゆき 二宮 崇幸、課長補佐 わたなべ たつばる 渡邊 竜晴

電話番号：052(953)8572

FAX番号：052(953)8606

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分を行いました。

記

1. 被処分業者

株式会社丸泰

所在地：岐阜県岐阜市領下6-46

許可：国土交通大臣許可（特-3）第009592号

代表者：伊藤 寛章（イトウ ヒロアキ）

2. 監督処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

（1）期間

令和5年4月20日から令和5年4月29日までの10日間

（2）停止を命ずる営業の範囲

愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県内の区域内における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注1） 「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注2） 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

3. 処分理由

株式会社丸泰が元請けとして請け負った愛知県内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結していた。

このことは、同法第28条第1項第6号に該当すると認められる。